

金融安定理事会（FSB）

I 沿革

1997年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝播（contagion）した経験を踏まえ、1999年2月のG7における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（FSF: Financial Stability Forum）が設立された。

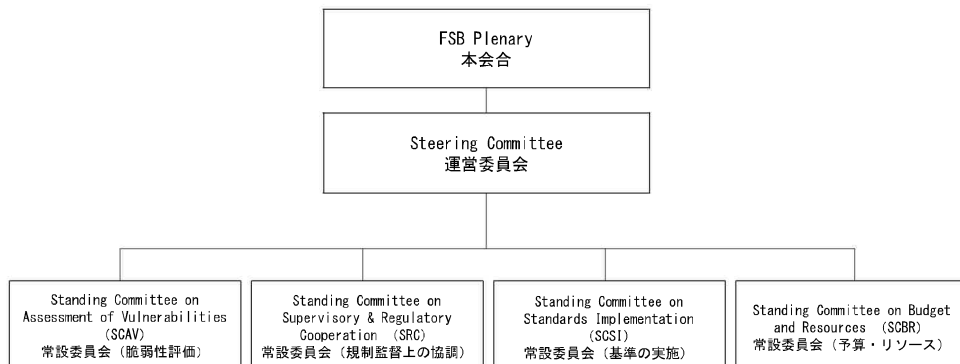
その後、リーマン・ショックを契機に、メンバーをG20の財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し、FSFを改組する形で2009年に金融安定理事会（FSB: Financial Stability Board）が設立された。

FSBの主な任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融システムの安定に係る国際的な課題について議論することである。

II 組織

全てのメンバーによる意思決定会合である本会合（Plenary）の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会（SC: Steering Committee）と複数の常設委員会（Standing Committee）が設置されている。各国はそれぞれ1～3の代表権（本会合の議席数）を有しており、日本からは金融庁のほか、財務省、日本銀行が参加している。なお、2019年9月1日より、常設委員会のひとつである、規制監督上の協調に係る常設委員会（SRC: Standing Committee on Supervisory and Regulatory Cooperation）の議長は当庁の前氷見野良三長官が務めていた。

金融安定理事会（FSB）の組織



また、FSBは、金融システムの脆弱性や金融システムの安定化に向けた取組みについて、メンバー当局と非メンバー当局との意見交換を促す観点から、①アジア、②アメリカ、③欧州、④中東・北アフリカ、⑤サブサハラアフリカ、⑥CIS諸国、の6つの地域諮問グループ（RCGs: Regional Consultation Groups）を設置している。

FSBは、スイス・バーゼルの国際決済銀行（BIS）内に事務局を有している。2013年には、組織基盤強化のため、スイス法上の非営利法人として法人格を取得した。

Ⅲ 主な議論

1. 気候変動

2019年10月より、脆弱性評価に係る常設委員会（SCAV: Standing Committee on Assessment of Vulnerabilities）の下で、気候変動リスクの金融安定への含意に関する分析が行われ、2020年7月に「金融安定モニタリングにおける物理リスク及び移行リスクの考慮に係る金融当局の取組みに関するストックテイク報告書」、11月には「気候変動の金融安定に対するインプリケーション」を公表した。

さらには、気候変動関連データの入手可能性やデータギャップに関する検討が進められているほか、2021年2月より、SRCの下で、気候変動リスクの規制・監督及び気候関連情報開示に関する作業も始動している。

2. 金融技術革新

[ステーブルコイン]

2019年の暗号資産に関連した新たな構想の出現を踏まえた対応として、いわゆる「グローバル・ステーブルコイン」に関しては、2019年10月、G20財務大臣・中央銀行総裁会議において、政策及び規制上のリスクがサービス開始前に適切に対処される必要があること、2020年におけるFSB等の更なる報告を求めることが合意された。その後、SRC傘下の作業部会で作業が進められ、2020年4月から7月にかけて市中協議が行われた後、2020年10月に規制・監督等に係る10の提言を含む『『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視—最終報告とハイレベルな勧告』が公表された。

[BigTech/SupTech]

BigTechの新興国市場への参入やSupTech/RegTechの金融システム安定への含意について、SCAVの下で分析が進められ、2020年10月に、それぞれ「新興国におけるBigTech企業」、「当局・金融機関によるSupTech・RegTechの活用」が公表された。

3. クロスボーダー送金の改善

FSBは、2020年2月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、送金を含む、より安価で、迅速な資金移動を促進するよう、グローバルなクロスボーダー決済を改善する必要性が指摘されたことを受け、決済・市場インフラ委員会（CPMI）やその他の関係基準設定主体や国際機関と協調して作業を開始した。2020年10月のG20において、19の構成要素から成り、ハイレベルなアクションプランとタイ

ムラインを提示した「クロスボーダー送金の改善：ロードマップーG20 向け第三次報告書」が承認された。2021年5月には、クロスボーダー送金の4つの課題（コスト、スピード、透明性、アクセス）に対処するための定量目標を定めた市中協議文書「クロスボーダー送金の4つの課題の対処に向けた目標」を公表した。

4. アウトソーシング/サイバー

金融機関によるクラウド利用の金融システム安定への含意について2019年12月に「クラウドサービス利用における第三者サービスへの依存：金融安定への影響に関する考察」が公表された後、SRC傘下の作業部会で、クラウドを含むアウトソーシング・サードパーティ全般を対象に規制・監督アプローチに関する分析が進められ、2020年11月に「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点」が公表された。その後の市中協議及び民間を交えた会合で挙げられた意見を取り纏め、2021年6月に「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点（市中協議に寄せられた意見の概要）」が公表された。また、SRC傘下の作業部会で、サイバー事象への初動・回復対応に関する分析が行われ、2020年4月から7月にかけて市中協議が行われた後、2020年10月に「サイバー事象への初動と回復に関する効果的な実務」が公表された。

5. 市場の分断

世界金融危機以降、G20は、金融規制改革を進め、国際共通ルールに合意し、持続的な経済成長の基盤である「開かれた強靱な金融システム」の維持・強化を目指してきたが、一方で、各国における取組みが金融市場を分断させるリスクを懸念する声が高まっている。こうした中、金融市場の分断が、危機時に流動性の低下等を通じ金融システムの安定性を脅かすことや、金融仲介機能の効率性を損なうことを回避する取組みの必要性について日本から問題提起を行い、2019年日本議長国下のG20財務トラックの優先課題の一つに「市場分断の回避」を設定した。委嘱を受けたFSB及びIOSCOが同年6月G20に提出した報告書に基づき、各主体において議論が進められてきた。2020年にFSBは、各国のコロナ対応施策に起因する市場の分断を最小化する観点から施策のレポジトリを設置し、当局間の情報交換を促進してきた。市場の分断に関する各作業の状況は、IOSCOによる各国当局の規制・監督への「依拠」に関する好事例の特定等に関する報告書とともに、2020年10月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に報告された。

6. 金融機関の実効的な破綻処理

FSBでは、傘下の破綻処理運営グループ(ReSG:Resolution Steering Group)を中心に、2011年11月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(Key Attributes)に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された

制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。銀行セクターについては、破綻処理の実効性向上のための検討作業が進められているほか、2021年4月には、これまでの規制改革に対する評価として「『大きすぎて潰せない問題（TBTF）』に対する改革の影響評価」を公表した。保険セクターや金融市場インフラ（FMI）についても、Key Attributes に沿った実効的な破綻処理枠組みの構築に向けての検討が進められている。